

國有鐵道の駅における宗教施設に関する質問主意書

右の質問主意書を國会法第七十四條によつて提出する。

昭和二十三年十二月十日

來  
馬  
琢  
道

參議院議長松平恒雄殿

國有鐵道の駅に於ける宗教施設に関する質問主意書

昭和二十三年十二月七日「東京新聞」によるに國鉄蒲田駅においては、乗降場内にクリスマスツリーを飾りつけ、駅員は「これで旅客の方に少しでもクリスマス氣分を味つていただければ」と語つたと報道している。若し之が事実とすれば、憲法抵触の施設なりと思う。いうまでも無く日本國憲法は第二十條に「國及びその機關は宗教教育その他のなる宗教的活動もしてはならない」と規定している。クリスマスツリーは、基督教の教祖耶穌基督の誕生日を祝うために立つるもので、たといそれが西洋諸國の年中行事に取入れられてあるにせよ、我國においてこれを立つる事は、教祖誕生祝賀の宣傳であつて宗教的活動の一種たる事は疑いない。蒲田駅のこの施設は憲法に抵触するものと思考する。政府は寺院神社等に公立学校生徒の團体立入にも憲法抵触を理由として禁止に近き指示を発しているようであるが蒲田駅のこの施設に対しういかなる処置を講ぜらるや明確なる答弁を要求する。